

訪問サービス契約書

利用者_____様と事業者（天草郡市医師会立天草地域介護センター）とは、居宅サービス事業に関して次のとおり契約を締結する。

（サービスの目的及び内容）

第1条

- 1 事業者は、介護保険法の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅において、その能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、次の介護給付の対象となるサービスを提供する。

☐①訪問介護・介護予防訪問介護・訪問型自立支援サービス

☐②訪問看護・介護予防訪問看護・訪問型自立支援サービス

☐③訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

上記のサービスを提供する。

（契約期間）

第2条

- 1 この契約期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとする。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに利用者から解約の意思表示がない場合は、この契約をさらに6ヶ月間同一の内容で更新されるものとして、その後もこれに準じて更新されるものとする。

（個別サービス計画書等）

第3条

- 1 事業者は利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画書（ケアプラン）に沿って、必要となるサービス種類ごとに「個別サービス計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供する。
「個別サービス計画書」を作成した場合は、利用者に説明のうえ提出する。
- 2 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法の変更を希望する場合や、その変更がケアプランの範囲内で可能なときは、速やかに「個別サービス計画書」の変更等の対応を行う。
- 3 事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行う。

（サービス提供の記録等）

第4条

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に提供したサービス内容等の必要事項を記入し利用者の確認を受ける。
- 2 事業者は、一定期間ごとに目標達成の状況等を記載して「サービス提供記録書」等の記録を作成して利用者に説明する。
- 3 事業者は、「サービス提供記録書」等の記録を作成した後、5年間はこれを適正に保存し利用者の求閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付する。

(利用者負担金及びその滞納)

第5条

- 1 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとする。
なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定めているため、契約期間中に関係法令が改正された場合は、改定後の金額を適用する。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には、契約を解除する旨の催告をすることができるものとする。
- 3 前頁の催告をしたときは、事業者はケアプランを作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅介護サービス計画書の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うものとする。
- 4 事業者は、前頁に定める協議等の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、文書によりこの契約を解除することができる。

(利用者の解約権)

第6条

- 1 利用者は、事業者に対しいつでも2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができる。

(事業者の解約権)

第7条

- 1 事業者は利用者の著しい不信行為により契約を更新することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約書を解除することができる。この場合、ケアプランを作成した介護支援事業者にその旨を連絡する。

(契約の終了)

第8条

- 1 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとする。
 - (1) 第2条の規定により、事前に更新の合意がなされないまま契約の有効期間が満了したとき
 - (2) 第5条の規定により、事業者から解除の意思表示がなされたとき。
 - (3) 第6条の規定により、利用者から解除の意思表示がなされ、かつ予告期間満了したとき。
 - (4) 第7条の規定により、事業者から契約解除の意思表示がなされとき。
 - (5) 次の理由により、利用者にサービスが提供できなくなったとき。
 - ・利用者が、介護保険施設や医療機関に入所又は入院したとき。
 - ・利用者が、要介護認定が受けられなくなったとき。
 - ・利用者が死亡したとき。

(損害賠償)

第9条

- 1 事業者はサービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはその賠償する。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りでない。

(秘密保持)

第10条

- 1 事業者は、業務上知りえた利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後もその知りえた得た秘密を保持する。

(苦情対応)

第11条

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合は、事業者、介護支援専門員、市町村又国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができる。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合は、迅速かつ誠実に対応する。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立てを行ったことを理由として、何らかの不利益な取り扱いをしてはならない。

(苦情対応)

第12条

- 1 この契約に定めない事項については、介護保険等の関係法令に従い、利用者と事業者の協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、利用者・事業者が捺印して1通ずつ保有する。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人（関係 _____） 住所 _____

※利用者が記入できない場合

氏名 _____ 印

事業者	住 所	熊本県天草市亀場町食場1181番地1
	事業所名	(一般社団法人) 天草都市医師会立 天草地域介護センター
	代表者	センター長 木山 茂 印

訪問介護重要事項説明書

<令和8年7月1日>

1 支援事業者の概要

名称・法人種別	一般社団法人 天草郡市医師会
代表者氏名	会長 木山 茂
所在地 (連絡先)	(住所) 863-0002 熊本県天草市本渡町本戸馬場 1078 番地 2 (電話) 0969-22-2309 (FAX) 0969-24-1554

2 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び職員体制

事業所名	(一般社団法人) 天草医師会立天草地域介護センター
所在地 (連絡先)	(住所) 863-0046 熊本県天草市亀場町食場 1181 番地 1 (電話) 0969-22-2511 (FAX) 0969-22-2218
事業者番号	4310710928
サービス 提供責任者	天草地域介護センター 岩崎百合子
ヘルパー	2 人 (常勤) 1 人 (パート) 若干名 (登録)

(2) 事業の実施地域

実施地域	天草郡市、上天草市、苓北町
------	---------------

(3) 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8:30～17:30

※ 必要に応じて土・日・祝祭日でも訪問いたします。

※ お盆、年末年始休暇を頂いています。

3 提供するサービスの内容

(1) 身体介護に関すること

- ア 食事の介護
- イ 排泄の介護
- ウ 衣類着脱の介護
- エ 入浴の介護
- オ 身体の清拭、洗髪
- カ 通院等の介助、その他必要な身体介護

(2) 家事に関すること

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品、調理具材の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他、必要な家事

(2) 相談、助言に関すること

4 費用

(1) 利用料

①要介護 1～5 の認定の場合

身体介護 (20 分未満)	163 単位/回
身体介護 1 (20 分以上 30 分未満)	244 単位/回
身体介護 2 (30 分以上 60 分未満)	387 単位/回
身体介護 ※ (60 分以上 90 分未満) 30 分ごと	567 単位/回 82 単位/回
生活援助 2 (20 分以上 45 分未満)	179 単位/回
生活援助 3 (45 分以上)	220 単位/回

身体に引き続き生活援助を (20 分以上) 行う場合

20 分以上 45 分未満	65 単位/回
45 分以上 70 分未満	130 単位/回
70 分以上	195 単位/回

※身体介護のうち、所要時間が 60 分以上の場合、

567 単位に所要時間 60 分から計算して、所要時間 30 分を増すごとに 82 単位を加算した単位となります。

※利用時間帯により、「夜朝・深夜加算」などが加算されます。

②要支援 1・2 及び訪問型自立支援サービスの認定の場合

介護予防訪問介護 (Ⅰ) < 週 1 回程度の利用が必要な場合 >	1,176 単位/月
介護予防訪問介護 (Ⅱ) < 週 2 回程度の利用が必要な場合 >	2,349 単位/月
介護予防訪問介護 (Ⅲ) < (Ⅱ) を超える利用が必要な場合 >	3,727 単位/月

- ・介護・予防、初回訪問月だけ初回加算 200 単位加算されます。
- ・介護・予防 生活機能向上連携加算が付加される事があります。
- ・介護報酬告示上の額の 1 割または 2 割または 3 割の支払いを受けるものとする。
- ・介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額の支払いをうけるものとする。
- ・介護処遇改善加算 (Ⅳ) が利用料金に対し 145/1000 加算されます。
- ・介護の方、訪問介護小規模事業所加算が利用料金に対し 100/1000 加算されます。

(2) その他

- ・利用者の方のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は自己負担になります。
- ・料金のお支払方法
月末締め、翌月初めまでに現金払いとします。

5 事業所の概要等

(1) 事業の目的

介護が必要な高齢者や疾病や障害をもって在宅で生活しておられる方々に住み慣れた地域社会や家庭で、その人が望むその人らしい生活の実現に向けて、介護や援助等の支援を提供します。

(2) ご利用方法

介護保険制度の訪問介護サービスを利用するには、サービスを受けられる状態かどうかの認定 (要介護認定) 結果が必要です。認定を受けておられる方は、介護支援専門員の方と相談されて、連

絡くださるか、又ご本人ご家族の方が直接連絡を下さい。

認定を受けておられない場合でも当センターまでお気軽にご連絡ください。

(3) サービス利用のために

事項	内容
アセスメントの方法及び事後評価	利用者、家族、又関連機関から必要な情報を得た内容から訪問介護計画書を作成し説明し同意を得ます。 また、介護計画の目標達成状況等を評価しその結果を書面に記載して利用者、家族に説明します。
職員の研修	採用時研修 1ヶ月以内 継続研修年2回 従業者からの相談に応じる担当者 (岩崎百合子) がいます。 -
サービスマニュアル	完備しています。

(4) 高齢者虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置しています。
- ② 虐待防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修会を定期的に実施しています。
- ④ 担当者を配置しています。

(5) ハラスメント対策の強化

介護サービス事業所の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、以下のハラスメント対策を講ずる。

- ①ハラスメントの内容、方針の明確化・啓発。
- ②行為者への厳正な対処方針、寝異様の規定周知・啓発。
- ③相談窓口の設置。
- ④当事者などのプライバシー保護の為の措置の実施と周知。

(6) 感染対策の強化

感染症の発生またはまん延等に関する取り組みの徹底として、以下の措置を講じる。

- ① 委員会の開催（法人と協同）。
- ② 指針の整備。
- ③ 研修の定期的な実施（感染症対策研修会 年2回開催）。
- ④ 訓練（シュミレーション）の実施。

(7) 事業継続計画書（BCP）

感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する、業務体制に向けた取組の強化。

- ①感染症発生時における業務継続計画を整備。
- ②災害発生時における業務継続計画を整備。

③対策を検討する委員会の設置（定期的に見直し、更新履歴を作成する）。

④研修・訓練を定期的に行う（年2回開催）。

6 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等あった場合は、事前の打ち合わせにより

主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名	先生（ ）	
	連絡先		
ご家族	氏名	（ ）	
	連絡先		

7 サービス内容に関する苦情等相談窓口

苦情・相談受付窓口	窓口責任者	岩崎百合子	
	受付電話	0969-22-2511	
	ご利用時間	8:30~17:30	

訪問介護のサービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 熊本県天草市亀場町食場1181番地1

(天草地域介護センター内)

名称 (一社)天草郡市医師会立天草地域介護センター 印

説明者 所属 訪問介護

氏名 岩崎 百合子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護について重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人（関係 ） 住所 _____

※利用者が記入できない場合

氏名 _____ 印

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合。

2 使用する事業者の範囲（居宅サービス計画に定めた事業者）

区分（支援・サービス）	所在地	事業所名

3 使用する期間

令和 年 月 日から契約が終了するまで。

4 条 件

- （１）個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- （２）個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

介護サービス事業者 天草地域介護センター
氏名 岩崎 百合子 印

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人（関係 _____） 住所 _____

※利用者が記入できない場合

氏名 _____ 印

個人情報保護法取り扱いについて

当事業所では、個人情報保護法の適切な取り扱いのため、ご利用者様へ情報の利用目的をお知らせしています。

当事業所における個人情報の利用目的について

[事業所内部での利用事例]

- 1 利用者様等に提供する居宅介護支援サービス計画作成について（課題分析、居宅サービス計画、評価）に利用します。
- 2 介護報酬請求事務に利用します。
- 3 利用者様にかかる管理運營業務に利用します。
 - ① 利用者管理（更新申請等）
 - ② 会計・経理
 - ③ 事故等の報告
 - ④ 利用者の介護サービス計画の向上
 - ⑤ 学生実習への協力

[他の事業者等への情報提供を伴う事例]

- ① 居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所（短期入所施設、通所施設、訪問関係事業所、介護機器事業所等）との連携
- ② サービス担当者会議での情報の共有のため
- ③ 居宅サービス計画作成の為、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ④ 担当者への照会依頼等の場合
- ⑤ 家族等への心身の状況説明
- ⑥ 審査支払い機関へのレセプトの提出
- ⑦ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ⑧ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届け出等

[その他の利用]

- ① 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ② 外部監査機関への情報提供

○ お申し出がないものについては、同意していただけたものとして
取り扱わせていただきます。

○これからのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

○以上、個人情報の取り扱いには細心の注意を払っています。何かお気づきの点、ご質問につきましては、相談員まで申し出下さい